

	<h1 style="text-align: center;">鳥取県公報</h1>	平成 26 年 4 月 1 日 (火) 第 8 5 8 5 号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	住民基本台帳法による本人事務確認情報処理の事務及び電子署名に係る地方公共団体の 認証業務に関する法律による認証事務の委任 (240) (情報政策課) . . . . . 2 鳥取県立夢みなとタワーの利用料金 (241) (文化政策課) . . . . . 2 生活保護法による医療機関の指定 (242) (福祉保健課) . . . . . 4 生活保護法による医療機関の変更の届出 (243) (〃) . . . . . 5 生活保護法による診療所の休止の届出 (244) (〃) . . . . . 5 生活保護法による診療所又は薬局の廃止の届出 (245) (〃) . . . . . 5 身体障害者福祉法による医師の指定 (246) (障がい福祉課) . . . . . 6 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神科病院の認定 (247) (〃) . . . . . 6 応急入院指定病院の指定 (248) (〃) . . . . . 6 屋外広告物に係る禁止地域等の指定の一部改正 (249) (住まいまちづくり課) . . . . . 7 技能検定試験のうち実技試験の手数料の額の一部改正 (250) (雇用人材総室) . . . . . 8 鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の一部改正 (251) (水産課) . 9 パーキング・チケット発給手数料の収納事務の委託 (252) (警察本部会計課) . . . . . 10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サー ビス事業者の指定 (253) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 10 指定居宅介護支援事業者の指定 (254) (東部福祉保健事務所) . . . . . 11 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サー ビス事業者の指定 (255) (〃) . . . . . 11
◇ 海区漁調 委告示	ひきなわ釣漁業の操業に関する指示 (2) . . . . . 11
◇ 内水面漁 管委告示	平成26年度第5種共同漁業権者に係る増殖目標量 (3) . . . . . 12
◇ 公 告	平成26年度前期技能検定の実施 (雇用人材総室) . . . . . 12 平成26年度随時技能検定の実施 (〃) . . . . . 16 猟銃安全指導委員の委嘱 (警察本部生活環境課) . . . . . 19
◇ 雑 報	平成26年度危険物取扱者試験及び消防設備士試験の実施 (消防防災課) . . . . . 20

# 告 示

## 鳥取県告示第240号

地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号。以下「機構法」という。）附則第5条第1項及び第7条第1項の規定により、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の10第1項の規定に基づき本人確認情報事務を委任する者（以下「指定情報処理機関」という。）及び電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第34条第1項の規定に基づき認証事務を委任する者（以下「指定認証機関」という。）について、次のとおり変更があったので、機構法第5条第3項及び第7条第2項の規定により届出があったものとみなして適用される住民基本台帳法第30条の14第3項及び公的個人認証法第38条第3項の規定に基づき、告示する。

平成26年4月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 指定情報処理機関

- (1) 変更後の指定情報処理機関の名称  
地方公共団体情報システム機構
- (2) 変更後の主たる事務所の所在地  
東京都千代田区一番町25
- (3) 変更の年月日  
平成26年4月1日

### 2 指定認証機関

- (1) 変更後の指定認証機関の名称  
地方公共団体情報システム機構
- (2) 変更後の主たる事務所の所在地  
東京都千代田区一番町25
- (3) 変更の年月日  
平成26年4月1日

## 鳥取県告示第241号

鳥取県立夢みなとタワーの設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取県条例第25号）第10条第2項の規定に基づき、鳥取県立夢みなとタワーの利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年4月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 利用料金

#### (1) 施設利用料

##### ア 展示室及び展望室の入館料

区分	高等学校の生徒、学生又は一般人	小学校の児童又は中学校の生徒
個人	300円	150円
団体（20人以上のものに限る。）	240円	120円

##### イ 多目的ホール、映像シアター及び企画展示室の利用料

区分	午前	午後	夜間	全日
	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 10 時まで
多目的ホール A	2,260円	4,620円	5,760円	12,440円
多目的ホール B	1,230円	2,360円	2,980円	6,480円
多目的ホール C	1,130円	2,260円	2,770円	5,960円
映像シアター	2,670円	5,340円	6,680円	14,400円
企画展示室	1,740円	3,700円	4,520円	9,970円

## ウ 会議室利用料

区分	利用料（1 時間につき）
第 1 会議室	420円
第 2 会議室	540円
第 3 会議室	1,140円
特別会議室（全室利用）	1,750円
特別会議室（ラウンジのみ利用）	730円

備考 利用時間が 1 時間未満であるとき、又は利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算する。

## エ 多目的ホール、映像シアター及び企画展示室の延長利用料

区分	正午から午後 1 時まで	午後 5 時から午後 6 時まで	午前 0 時から午前 9 時まで及び午後 9 時から午後 12 時まで（1 時間につき）
多目的ホール A	890円	1,380円	1,920円
多目的ホール B	490円	700円	990円
多目的ホール C	440円	670円	920円
映像シアター	1,050円	1,600円	2,230円
企画展示室	690円	1,110円	1,510円

## 備考

- 1 利用時間が 1 時間未満であるとき、又は利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算する。
- 2 午前（午前 9 時から正午まで）から引き続き午後（午後 1 時から午後 5 時まで）において利用する場合における正午から午後 1 時までの間の利用に係る延長利用料及び午後（午後 1 時から午後 5 時まで）から引き続き夜間（午後 6 時から午後 9 時まで）において利用する場合における午後 5 時から午後 6 時までの間の利用に係る延長利用料は、徴収しない。
- 3 全日（午前 9 時から午後 10 時まで）において利用する場合における午後 9 時から午後 10 時までの間の利用に係る延長利用料は、徴収しない。
- 4 2 日以上連続して利用する場合における午後 9 時から翌日午前 9 時までの間の利用に係る延長利用料は、多目的ホール、映像シアター又は企画展示室を現に利用（準備等の作業のための利用を含む。）するものに限り、徴収する。

## オ 多目的ホール、映像シアター、企画展示室及び会議室の冷暖房利用料

区分	利用料	
多目的ホール、映像シアター及び企画展示室	午前の利用の場合	利用日における冷房又は暖房の利用時間×午前の利用料÷3×0.2（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）
	午後の利用の場合	利用日における冷房又は暖房の利用時間×午後の利用料÷4×0.2（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）

	夜間の利用の場合	利用日における冷房又は暖房の利用時間×夜間の利用料÷3×0.2（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）
	全日の利用の場合	利用日における冷房又は暖房の利用時間×全日の利用料÷13×0.2（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）
	延長利用（正午から午後1時まで）の場合	延長利用時における冷房又は暖房の利用時間×正午から午後1時までの間の利用に係る延長利用料×0.2（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）
	延長利用（午後5時から午後6時まで）の場合	延長利用時における冷房又は暖房の利用時間×午後5時から午後6時までの間の利用に係る延長利用料×0.2（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）
	延長利用（午前0時から午前9時まで及び午後9時から午後12時まで）の場合	延長利用時における冷房又は暖房の利用時間×午前0時から午前9時まで及び午後9時から午後12時までの間の利用に係る延長利用料×0.2（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）
会議室		利用日における冷房又は暖房の利用時間×利用料×0.2（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）

備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

## (2) 設備等利用料

区分	利用料
オーバーヘッドプロジェクター（スクリーンを含む。）	1台1時間につき 200円
マイク	1本1時間につき 100円
液晶プロジェクター（スクリーンを含む。）	一式1時間につき 460円
持込電源	1キロワット1時間につき 50円
スポットライト	1台1時間につき 200円
音響機器（マイクを除く。）	一式1時間につき 1,020円
音響機器（マイクを含む。）の設置、撤去、操作等のサービス	職員1人1時間につき 1,020円
シアター用液晶プロジェクター	一式1時間につき 1,020円
シアター用スライド映写機	1台1時間につき 510円
オーバーヘッドカメラ	1台1時間につき 200円
16ミリ映写機	1台1時間につき 720円
テレビ	1台1時間につき 200円
ドラムセット	一式1時間につき 510円
DVDプレーヤー	1台1時間につき 200円
カラオケセット（マイクを含む。）	一式1時間につき 2,050円

## 2 承認年月日等

(1) 承認年月日 平成26年3月25日

(2) 適用開始年月日 平成26年4月1日

## 鳥取県告示第242号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第

55条の2（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成26年4月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
倉元歯科クリニック	境港市渡町2892-1	平成26年1月1日
ケアタウン薬局	米子市奥谷1155-4	平成26年3月3日

#### 鳥取県告示第243号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成26年4月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	変更年月日
訪問看護ステーションひまわり	倉吉市東昭和町131-1	平成26年3月1日

#### 鳥取県告示第244号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を休止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成26年4月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	休止年月日
錦織眼科医院	米子市東町252	平成26年4月1日

#### 鳥取県告示第245号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所又は薬局を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成26年4月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
倉元歯科クリニック	境港市渡町2892-1	平成25年12月31日
車尾診療所	米子市車尾二丁目14-55	平成26年3月31日
ケアタウン薬局	米子市奥谷1135	平成26年3月2日
やまもと聖薬局	鳥取市行徳二丁目522	平成25年12月31日

**鳥取県告示第246号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年4月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診 療 科 目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
整形外科	肢体不自由	福嶋 裕造	倉吉市伊木262-2 福嶋整形外科医院
〃	〃	森脇 健太	東伯郡三朝町山田690 公益社団法人鳥取県中部医師会立 三朝温泉病院
消化器外科	小腸機能障害 ぼうこう又は直腸機能障害	前田 佳彦	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院

**鳥取県告示第247号**

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項前段及び第33条第4項前段の規定に基づき、厚生労働省令で定める基準に適合する精神科病院として認定したので、次のとおり告示する。

平成26年4月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	所 在 地	認 定 年 月 日
社会医療法人明和会医療福祉センター渡辺病院	鳥取市東町三丁目307	平成26年4月1日
医療福祉センター倉吉病院	倉吉市山根43	〃

**鳥取県告示第248号**

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第1項の規定に基づき応急入院指定病院を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年4月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	所 在 地	指 定 期 間
独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター	鳥取市三津876	平成26年4月1日から 平成29年3月31日まで
社会医療法人明和会医療福祉センター渡辺病院	鳥取市東町三丁目307	〃
医療福祉センター倉吉病院	倉吉市山根43	〃
医療法人勤誠会米子病院	米子市日原319-1	〃

**鳥取県告示第249号**

平成元年鳥取県告示第685号（屋外広告物に係る禁止地域等の指定について）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

平成26年4月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
<p>鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号。以下「条例」という。）第2条及び第3条の規定に基づき、広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置することを禁止し、又は制限する地域又は場所を次のとおり指定し、平成元年7月1日から施行するので、条例第7条の規定により告示する。</p> <p>その関係図面は、<u>鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課</u>、東部生活環境事務所、中部総合事務所及び西部総合事務所の生活環境局、八頭県土整備事務所並びに西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局において公衆の縦覧に供する。</p> <p>1 略</p> <p>2 条例第2条第1項第3号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域とする。</p> <p>(1) 次に掲げる道路の両側500メートル以内の地域（鳥取市及び倉吉市の区域並びに都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域に定められた地域を除く。）で当該道路から展望できる場所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">路 線 名</th> <th style="width: 70%;">区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">一般国道9号</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">東伯郡琴浦町大字槻下字五郎塚1554地先から島根県との県境まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center; border: 2px solid black;">岩美郡岩美町大字浦富字上荒木53-1地先から鳥取市との境界まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>5 条例第3条第1項第3号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域（前項に掲げる地域を除く。）</p>	路 線 名	区 間	略		一般国道9号	略	東伯郡琴浦町大字槻下字五郎塚1554地先から島根県との県境まで		岩美郡岩美町大字浦富字上荒木53-1地先から鳥取市との境界まで	略		<p>鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号。以下「条例」という。）第2条及び第3条の規定に基づき、広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置することを禁止し、又は制限する地域又は場所を次のとおり指定し、平成元年7月1日から施行するので、条例第7条の規定により告示する。</p> <p>その関係図面は、<u>鳥取県生活環境部くらしの安心局景観まちづくり課</u>、東部生活環境事務所、中部総合事務所及び西部総合事務所の生活環境局、八頭県土整備事務所並びに西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局において公衆の縦覧に供する。</p> <p>1 略</p> <p>2 条例第2条第1項第3号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域とする。</p> <p>(1) 次に掲げる道路の両側500メートル以内の地域（鳥取市及び倉吉市の区域並びに都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域に定められた地域を除く。）で当該道路から展望できる場所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">路 線 名</th> <th style="width: 70%;">区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">一般国道9号</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">東伯郡琴浦町大字槻下字五郎塚1554地先から島根県との県境まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>5 条例第3条第1項第3号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域（前項に掲げる地域を除く。）</p>	路 線 名	区 間	略		一般国道9号	略	東伯郡琴浦町大字槻下字五郎塚1554地先から島根県との県境まで	略	
路 線 名	区 間																				
略																					
一般国道9号	略																				
	東伯郡琴浦町大字槻下字五郎塚1554地先から島根県との県境まで																				
	岩美郡岩美町大字浦富字上荒木53-1地先から鳥取市との境界まで																				
略																					
路 線 名	区 間																				
略																					
一般国道9号	略																				
	東伯郡琴浦町大字槻下字五郎塚1554地先から島根県との県境まで																				
略																					

とする。

- (1) 次に掲げる道路の両側500メートルを超え、1,000メートル以内の地域（鳥取市及び倉吉市の区域を除く。）で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
略	
一般国道 9 号	略
	東伯郡琴浦町大字槻下字五郎塚 1554地先から島根県との県境まで
	岩美郡岩美町大字浦富字上荒木 53-1 地先から鳥取市との境界まで
略	

- (2) 略

- (3) 次に掲げる道路の両側200メートル以内の地域（鳥取市及び倉吉市の区域を除く。）で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
略	
県道陸上岩井線	岩美郡岩美町大字陸上字下向山 1630-1 地先から同大字字東屋 敷1005-3 地先まで
県道岩美インター線	全線
略	

- (4)～(6) 略

とする。

- (1) 次に掲げる道路の両側500メートルを超え、1,000メートル以内の地域（鳥取市及び倉吉市の区域を除く。）で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
略	
一般国道 9 号	略
	東伯郡琴浦町大字槻下字五郎塚 1554地先から島根県との県境まで
略	

- (2) 略

- (3) 次に掲げる道路の両側200メートル以内の地域（鳥取市及び倉吉市の区域を除く。）で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
略	
県道陸上岩井線	岩美郡岩美町大字陸上字下向山 1630-1 地先から同大字字東屋 敷1005-3 地先まで
略	

- (4)～(6) 略

鳥取県告示第250号

平成22年鳥取県告示第190号(技能検定試験のうち実技試験の手数料の額について)の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

平成26年4月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
1 技能検定試験の特級の実技試験の手数料の額は、次のとおりとする。		1 技能検定試験の特級の実技試験の手数料の額は、次のとおりとする。	
検定職種	金額	検定職種	金額
全職種	16,500円	全職種	15,700円



2 技能検定試験の 1 級、2 級、3 級、単一等級、基礎 1 級及び基礎 2 級の実技試験の手数料の額は、次のとおりとする。

検定職種	金額
和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、電気製図	<u>12,100円</u>
機械検査、婦人子供服製造	<u>13,700円</u>
上記以外	<u>16,500円</u>

3 2 に関わらず、次の表の左欄に掲げる検定職種のうち 2 級及び 3 級に該当するものを受検する在校生等の実技試験の手数料の額は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

検定職種	金額
機械検査	<u>4,500円</u>
機械加工、機械保全、電気機器組立て、電子機器組立て、内燃機関組立て、造園、園芸装飾、フラワー装飾、建築大工	<u>5,500円</u>

備考 略

2 技能検定試験の 1 級、2 級、3 級、単一等級、基礎 1 級及び基礎 2 級の実技試験の手数料の額は、次のとおりとする。

検定職種	金額
和裁、テクニカルイラストレーション、 <u>建築図面製作</u> 、機械・プラント製図、電気製図	<u>11,500円</u>
機械検査、婦人子供服製造	<u>13,000円</u>
上記以外	<u>15,700円</u>

3 2 に関わらず、次の表の左欄に掲げる検定職種のうち 2 級及び 3 級に該当するものを受検する在校生等の実技試験の手数料の額は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

検定職種	金額
機械検査	<u>4,300円</u>
機械加工、機械保全、電気機器組立て、電子機器組立て、内燃機関組立て、造園、園芸装飾、フラワー装飾、建築大工	<u>5,200円</u>

備考 略

**鳥取県告示第251号**

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 77 号）第 4 条第 7 項の規定に基づき、平成 14 年鳥取県告示第 653 号（鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について）の一部を次のように改正し、平成 26 年 4 月 1 日から適用するので、同条第 10 項において準用する同条第 5 項の規定により次のとおり告示する。

平成 26 年 4 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針 1 略 2 本県の沖合海域は、寒暖両流が交錯していることから、多種類の魚介類が生息し、我が国有数の漁場を形成しているが、 <u>漁獲対象である海洋生物資源の中には、低位水準にとどまっているものや、資源水準が悪化しているものが見られる。</u>	一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針 1 略 2 本県の沖合海域は、寒暖両流が交錯していることから、多種類の魚介類が生息し、我が国有数の漁場を形成している。  <u>しかしながら、本県の沖合海域におけるまいわ</u>

<p>今後とも<u>本県の水産業の健全な発展と水産物の安定供給を確保するためには、資源状況に応じた適切な管理措置を継続的に実施する必要がある。</u></p> <p>3～8 略</p> <p>二 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項</p> <p>第一種特定海洋生物資源の知事管理量は以下のとおりである。</p> <p>【まあじ】 略</p> <p>【するめいか】</p> <p><u>4月から翌年3月まで：若干</u></p> <p>三 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項</p> <p>【まあじ】</p> <p><u>定置網漁業及び刺網漁業については、これらの現状の漁獲努力量の総量を増加させることがないよう指導するとともに、漁獲の動向等の推移について注意を払うものとする。</u></p> <p>【するめいか】 略</p> <p>四 略</p>	<p><u>しをはじめとする海洋生物資源の多くが減少傾向にあり、かつ、低水準で推移している。</u></p> <p>今後とも<u>このような状況が継続すれば、国民の需要への的確な対応のみならず、地域の経済の発展への重大な支障となるおそれがある。</u></p> <p>3～8 略</p> <p>二 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項</p> <p>第一種特定海洋生物資源の知事管理量は以下のとおりである。</p> <p>【まあじ】 略</p> <p>【するめいか】</p> <p><u>1月から12月まで：若干</u></p> <p>三 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項</p> <p>【まあじ】</p> <p><u>小型定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、原則として現状の規模を維持することとし、この結果、漁獲実績が近年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。</u></p> <p><u>刺網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう指導するとともに、漁獲の動向等の推移について注意を払うものとする。</u></p> <p>【するめいか】 略</p> <p>四 略</p>
---	--

**鳥取県告示第252号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、パーキング・チケット発給手数料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年4月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手  
富士総合警備保障株式会社
- 2 委託期間  
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

**鳥取県告示第253号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成26年 4 月 1 日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

名 称	主たる事務所 所の所在地	指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の名称	指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の所在地	障害福祉サー ビスの種類	指定年月日
社会福祉法人も みの木福祉会	米子市富益 町4660	障がい者支援センタ ー一とおん	米子市富益町4684	短期入所	平成26年 4 月 1 日

**鳥取県告示第254号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年 4 月 1 日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
株式会社つむぎ	居宅介護支援事業所つむぎ	鳥取市行徳一丁目312	平成26年 3 月 20 日

**鳥取県告示第255号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成26年 4 月 1 日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

名 称	主たる事務所 の所在地	指定に係る障害福 祉サービス事業を 行う事業所の名称	指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の所在地	障害福祉サービ スの種類	指定年月日
社会福祉法人 鳥取こども学 園	鳥取市立川町 五丁目417	社会福祉法人鳥取 こども学園はまむ ら作業所	鳥取市気高町勝見11	就労移行支援	平成26年 4 月 1 日

**海区漁業調整委員会告示****鳥取海区漁業調整委員会告示第2号**

鳥取県海面におけるひきなわ釣漁業（ヒラメの採捕を目的とするものに限る。以下同じ。）の操業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成26年 4 月 1 日

鳥取海区漁業調整委員会会長 田 口 勝 蔵

ひきなわ釣漁業については、この指示の有効期間中毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの間は、海岸線上における鳥取市福部町と同市浜坂との境界点から正北の線（世界測地系 経度 東経134度13.80分）と海岸線上における東伯郡北栄町と同郡琴浦町との境界点から正北の線（世界測地系 経度 東経133度43.15分）の間の海岸線から 1,500メートル以内の海域において操業してはならない。

なお、この指示の有効期間は、平成26年 6 月 1 日から平成29年 5 月 31 日までとする。

## 内水面漁場管理委員会告示

### 鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 3 号

平成26年度における第 5 種共同漁業に係る水産動植物の増殖目標量を次のとおり定めたので告示する。

平成26年 4 月 1 日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 小 谷 知 載

免許番号	漁業権者の名称	漁場の区域	漁業権魚種	増殖方法	増殖目標量
内共第 1 号	千代川漁業協同組合	千代川水系に係る河川	あゆ	種苗の放流	952千尾
				産卵床の造成	3,000平方メートル
			溪流魚	種苗の放流	190千尾
内共第 2 号	天神川漁業協同組合	天神川水系に係る河川	あゆ	種苗の放流	130千尾
			溪流魚	種苗の放流	63千尾
内共第 3 号	日野川水系漁業協同組合	日野川水系に係る河川	あゆ	種苗の放流	1,400千尾 (うち汲み上げ放流700千尾)
				産卵床の造成	13,000平方メートル
			溪流魚	種苗の放流	60千尾
				産卵床の造成	900平方メートル
			うなぎ	種苗の放流	40キログラム
内共第 4 号	湖山池漁業協同組合	湖山池	ふな	産卵用網設置	4か所
			うなぎ	種苗の放流	30キログラム
			わかさぎ	種苗の放流	10,000千粒
			しらうお	産卵床の造成	600平方メートル
			えび	産卵床の造成	2,000平方メートル
内共第 5 号	東郷湖漁業協同組合	東郷池	ふな	種苗の放流	30千尾
			うなぎ	種苗の放流	60キログラム
			わかさぎ	産卵床の造成	5,000平方メートル
			しらうお	産卵床の造成	2,000平方メートル
			えび	産卵床の造成	2,000平方メートル

注 溪流魚は、やまめ（さくらますを含む。）、いわな、あまご（さつきますを含む。）及びにじますの合計を指す。

## 公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第 2 項の規定に基づき、平成26年度前期実施の技能検定を次のとおり実施する。

平成26年 4 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 技能検定を実施する等級別の職種（作業）

## (1) 1 級及び 2 級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）

造園（造園工事作業）

金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業、高周波・炎熱処理作業）

機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、マシニングセンタ作業）

放電加工（数値制御形彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業）

金属プレス加工（金属プレス作業）

鉄工（構造物鉄工作業）

建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）

めっき（電気めっき作業）

仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）

鉄道車両製造・整備（機器ぎ装作業、内部ぎ装作業、配管ぎ装作業、電気ぎ装作業）

建設機械整備（建設機械整備作業）

建具製作（木製建具手加工作業、木製建具機械加工作業）

石材施工（石張り作業）

とび（とび作業）

左官（左官作業）

タイル張り（タイル張り作業）

畳製作（畳製作作業）

防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、FRP防水工事作業）

内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）

表装（壁装作業）

塗装（建築塗装作業）

広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）

フラワー装飾（フラワー装飾作業）

## (2) 3 級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）

造園（造園工事作業）

機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業）

機械検査（機械検査作業）

機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業）

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

フラワー装飾（フラワー装飾作業）

## (3) 単一等級

路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカー工事作業、加熱ペイントマシンマーカー工事作業）

## 産業洗淨（高圧洗淨作業）

## 2 技能検定の方法

実技試験及び学科試験

## 3 技能検定試験の実施期日等

## (1) 実技試験

## ア 実施期日

## (ア) 1 級、2 級及び単一等級

平成26年6月4日（水）から同年9月9日（火）までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

## (イ) 3 級

平成26年6月4日（水）から同年8月10日（日）までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

## イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

## ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、平成26年5月28日（水）から鳥取県職業能力開発協会の掲示板に掲示するとともに、受検申請者に送付する。ただし、一部の職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

## (2) 学科試験

## ア 実施期日

## (ア) 1 級及び 2 級

職 種	実 施 期 日
造園、金属熱処理、金属プレス加工、とび、防水施工、塗装	平成26年8月24日（日）
機械加工、鉄工、めっき、電子機器組立て、建設機械整備、建具製作、左官、畳製作、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ	平成26年8月31日（日）
園芸装飾、放電加工、建築板金、仕上げ、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、石材施工、タイル張り、表装、フラワー装飾	平成26年9月7日（日）

## (イ) 3 級

全職種 平成26年7月20日（日）

## (ウ) 単一等級

職 種	実 施 期 日
産業洗淨	平成26年8月24日（日）
路面標示施工	平成26年9月7日（日）

## イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

## 4 手数料

## (1) 実技試験

## ア イ以外のもの

職 種	金 額
機械検査	13,700円
上記以外	16,500円

イ 次の表に掲げる職種のうち2級又は3級に該当するものを受検する在校生等（申請を行う日の時点で以下のいずれかに該当する者をいう。）。

(ア) 職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設（県内に設置されているものに限る。）における訓練を受けている者（短期課程の普通職業訓練を受けている者を除く。）

(イ) 職業能力開発促進法に基づく認定職業訓練（県内で実施されているものに限る。）を受けている者

(短期課程の普通職業訓練を受けている者及び就職者を除く。)

- (ウ) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく高等学校(県内に設置されているものに限る。)又は同法に基づく中等教育学校(県内に設置されているものに限る。)の後期課程に在籍している者
- (エ) 学校教育法に基づく専修学校(県内に設置されているものに限る。)又は同法に基づく各種学校(県内に設置されているものに限る。)に在籍している者
- (オ) 学校教育法に基づく高等専門学校(県内に設置されているものに限る。)に在籍している者
- (カ) 学校教育法に基づく短期大学(県内に設置されているものに限る。)に在籍している者
- (キ) 学校教育法に基づく大学(県内に設置されているものに限る。)に在籍している者

職 種	金 額
機械検査	4,500円
園芸装飾、造園、機械加工、機械保全、電子機器組立て、フラワー装飾	5,500円

(2) 学科試験

3,100円

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

- ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)
- イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取県職業能力開発協会

所在地 〒680-0845 鳥取市富安二丁目159 久本ビル5階

電話 0857-22-3494

(3) 受付期間

平成26年4月7日(月)から同月18日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで。

なお、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)により提出する場合は、平成26年4月18日(金)までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものだけに限り、受け付ける。

(4) 受検申請に関する注意

- ア 申請書の用紙及び受検案内は、鳥取県職業能力開発協会配布する。
- イ 申請書を郵便又は信書便により提出する場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。
- ウ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者に係る受検申請については、1に掲げる職種以外の職種(指定試験機関が実施する職種を除く。)についても、受け付ける。
- エ 手数料は、4に掲げる金額を所定の銀行振込用紙により、鳥取県職業能力開発協会へ納付すること。
- オ 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はない。
- カ 受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

6 合格者の発表等

(1) 合格発表日

- ア 1級、2級及び単一等級  
平成26年10月3日(金)
- イ 3級  
平成26年8月22日(金)

(2) 発表方法

技能検定合格者の受検番号を、鳥取県庁本庁舎、東部庁舎、八頭庁舎、中部総合事務所、西部総合事務所及び西部総合事務所日野振興センターの1階掲示板等に掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県ホームページ（とりネット）に掲載する。

(3) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が(1)の合格発表日付けの書面で通知する。

(4) 技能検定合格証書の交付

1級及び単一等級の技能検定合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定合格者には鳥取県知事名の合格証書を交付する。

7 その他

不明な点については、鳥取県職業能力開発協会（電話0857-22-3494）又は鳥取県商工労働部雇用人材総室労働政策室（電話0857-26-7222）に問い合わせること。

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定に基づき、平成26年度随時実施の技能検定を次のとおり実施する。

平成26年4月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 技能検定を実施する等級別の職種（作業）

(1) 3級

- さく井（ロータリー式さく井工事作業）
- 鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業）
- 鍛造（ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業）
- 機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業）
- 金属プレス加工（金属プレス作業）
- 鉄工（構造物鉄工作業）
- 建築板金（ダクト板金作業）
- 工場板金（機械板金作業）
- めっき（電気めっき作業）
- 仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）
- 機械検査（機械検査作業）
- 機械保全（機械系保全作業）
- 電子機器組立て（電子機器組立て作業）
- 電気機器組立て（回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業）
- 冷凍空調和機器施工（冷凍空調和機器施工作業）
- ニット製品製造（丸編みニット製作作業、靴下製作作業）
- 婦人子供服製造（婦人子供既製服製作作業）
- 紳士服製造（紳士既製服製作作業）
- 帆布製品製造（帆布製品製作作業）
- 布はく縫製（ワイシャツ製作作業）
- 家具製作（家具手加工作業）
- 建具製作（木製建具手加工作業）



- 紙器・段ボール箱製造（印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業、段ボール箱製造作業）  
印刷（オフセット印刷作業）  
製本（製本作業）  
プラスチック成形（射出成形作業）  
石材施工（石材加工作業、石張り作業）  
パン製造（パン製造作業）  
ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）  
水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）  
建築大工（大工工事作業）  
かわらぶき（かわらぶき作業）  
とび（とび作業）  
左官（左官作業）  
タイル張り（タイル張り作業）  
配管（建築配管作業、プラント配管作業）  
型枠施工（型枠工事作業）  
鉄筋施工（鉄筋組立て作業）  
コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）  
防水施工（シーリング防水工事作業）  
内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）  
熱絶縁施工（保温保冷工事作業）  
表装（壁装作業）  
塗装（建築塗装作業、鋼橋塗装作業）
- (2) 基礎 1 級及び基礎 2 級
- さく井（ロータリー式さく井工事作業）  
鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業）  
鍛造（ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業）  
機械加工（旋盤作業、フライス盤作業）  
金属プレス加工（金属プレス作業）  
鉄工（構造物鉄工作業）  
建築板金（ダクト板金作業）  
工場板金（機械板金作業）  
めっき（電気めっき作業）  
仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）  
機械検査（機械検査作業）  
機械保全（機械系保全作業）  
電子機器組立て（電子機器組立て作業）  
電気機器組立て（回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業）  
冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）  
ニット製品製造（丸編みニット製造作業、靴下製造作業）  
婦人子供服製造（婦人子供既製服製造作業）  
紳士服製造（紳士既製服製造作業）  
帆布製品製造（帆布製品製造作業）  
布はく縫製（ワイシャツ製造作業）  
家具製作（家具手加工作業）

建具製作（木製建具手加工作業）  
 紙器・段ボール箱製造（印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業、段ボール箱製造作業）  
 印刷（オフセット印刷作業）  
 製本（製本作業）  
 プラスチック成形（射出成形作業）  
 石材施工（石材加工作業、石張り作業）  
 パン製造（パン製造作業）  
 ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）  
 水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）  
 建築大工（大工工事作業）  
 かわらぶき（かわらぶき作業）  
 とび（とび作業）  
 左官（左官作業）  
 タイル張り（タイル張り作業）  
 配管（建築配管作業、プラント配管作業）  
 型枠施工（型枠工事作業）  
 鉄筋施工（鉄筋組立て作業）  
 コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）  
 防水施工（シーリング防水工事作業）  
 内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）  
 熱絶縁施工（保温保冷工事作業）  
 表装（壁装作業）  
 塗装（建築塗装作業、鋼橋塗装作業）  
 工業包装（工業包装作業）

## 2 技能検定の方法

実技試験及び学科試験

## 3 技能検定試験の実施期日等

### (1) 実技試験

#### ア 実施期日

平成26年4月1日（火）から平成27年3月31日（火）までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

#### イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

#### ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受検者に送付する。ただし、一部の職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

### (2) 学科試験

#### ア 実施期日

平成26年4月1日（火）から平成27年3月31日（火）までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

#### イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

## 4 手数料

### (1) 実技試験

職 種	手 数 料
-----	-------

機械検査、婦人子供服製造	13,700円
上記以外の職種	16,500円

## (2) 学科試験

3,100円

## 5 受検申請の手続

## (1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

## (2) 提出先

鳥取県職業能力開発協会

所在地 〒680-0845 鳥取市富安二丁目159 久本ビル5階

電話 0857-22-3494

## (3) 受付期間

随時（平成26年12月31日（水）、平成27年1月2日（金）、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時までに限る。）受け付ける（原則として、技能検定の受検を希望する日の30日前までとする。）。

## (4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内は、鳥取県職業能力開発協会にて配布する。

イ 申請書を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

ウ 手数料は、4に掲げる金額を所定の銀行振込用紙により、鳥取県職業能力開発協会へ納付すること。

エ 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はない。

オ 受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

カ 3級の技能検定については、受検しようとする職種に係る基礎1級又は基礎2級の技能検定に合格した者に限り、受検することができる。

## 6 合格通知等

## (1) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が書面で通知する。

## (2) 技能検定合格証書の交付

技能検定合格者には、鳥取県知事名の合格証書を交付する。

## 7 その他

(1) この技能検定は、外国人技能実習制度に係る研修成果の評価及び習得技能等の認定に活用するものである。

(2) 不明な点については、鳥取県職業能力開発協会（電話0857-22-3494）又は鳥取県商工労働部雇用人材総室労働政策室（電話0857-26-7222）に問い合わせること。

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第28条の2第1項の規定により、猟銃安全指導委員を次のとおり委嘱した。

平成26年4月1日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

## 1 猟銃安全指導委員の氏名、住所、活動区域

氏名	住所	活動区域
小林 繁	鳥取市吉岡温泉町	鳥取警察署の管轄区域内
小谷 豊蔵	鳥取市猪子	
田中 晋	岩美郡岩美町	
有田 敬	八頭郡八頭町	郡家警察署の管轄区域内
山本 紀幸	八頭郡八頭町	
西尾 功	鳥取市河原町	智頭警察署の管轄区域内
前田 利治	鳥取市佐治町	
秋田 典昭	鳥取市青谷町	浜村警察署の管轄区域内
林原 一紀	倉吉市東昭和町	倉吉警察署の管轄区域内
田邊 祐吉	倉吉市古川沢	
小谷 廣明	東伯郡琴浦町	八橋警察署の管轄区域内
松井 和彦	西伯郡大山町	
柴垣 信司	米子市大篠津町	米子警察署の管轄区域内
田中 正範	米子市淀江町	
田子 信朗	西伯郡南部町	
渡部 龍洋	境港市森岡町	境港警察署の管轄区域内
遠藤 輝正	西伯郡伯耆町	黒坂警察署の管轄区域内
白石 賢一	日野郡日野町	
三好 忍	日野郡日野町	

## 2 猟銃安全指導委員の連絡先

猟銃安全指導委員の住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

警察署	電話番号
鳥取警察署	0857-32-0110
郡家警察署	0858-72-0110
智頭警察署	0858-75-0110
浜村警察署	0857-82-0110
倉吉警察署	0858-26-7110
八橋警察署	0858-49-0110
米子警察署	0859-33-0110
境港警察署	0859-44-0110
黒坂警察署	0859-74-0110

## 3 猟銃安全指導委員の任期

平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

## 雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定に基づき鳥取県知事の委任に係る平成26年度危険物取扱者試験を、同法第17条の9第1項の規定に基づき鳥取県知事の委任に係る平成26年度消防設備士試験をそれぞれ次のとおり実施する。

平成26年 4 月 1 日

一般財団法人消防試験研究センター理事長 鈴木 良 一

## 1 試験の種類等

## (1) 危険物取扱者試験

区分	試験の種類	試験の実施日時	受験願書受付期間		試験会場 (予定)
第 1 回	甲種、乙種、 丙種	平成 26 年 6 月 15 日 (日) 午前10時から	書面 申請	平成26年 4 月 10 日 (木) から 同月 24 日 (木) まで	鳥取県庁 鳥取県立倉吉未来中心 米子職業能力開発促進センター 鳥取県立米子コンベンションセンター
			電子 申請	平成26年 4 月 7 日 (月) 午前 9 時から同月 21 日 (月) 午後 5 時まで	
第 2 回	甲種、乙種、 丙種	平成 26 年 10 月 26 日 (日) 午前10時から	書面 申請	平成26年 9 月 2 日 (火) から 同月 16 日 (火) まで	”
			電子 申請	平成26年 8 月 30 日 (土) 午前 9 時から同年 9 月 13 日 (土) 午後 5 時まで	
第 3 回	乙種	平成 27 年 2 月 8 日 (日) 午前10時から	書面 申請	平成26年 11 月 27 日 (木) から 同年 12 月 11 日 (木) まで	鳥取県庁 鳥取県立倉吉体育文化会館 米子職業能力開発促進センター 鳥取県立米子コンベンションセンター
			電子 申請	平成26年 11 月 24 日 (月) 午前 9 時から同年 12 月 8 日 (月) 午後 5 時まで	

## (2) 消防設備士試験

区分	試験の種類	試験の実施日時	受験願書受付期間		試験会場 (予定)
第 1 回	甲種 (特類、 1 類 ~ 5 類)、乙種 (1 類 ~ 7 類)	平成 26 年 8 月 3 日 (日) 午前 9 時 30 分 から	書面 申請	平成26年 6 月 9 日 (月) から 同月 23 日 (月) まで	鳥取県庁 鳥取県立米子コンベンションセンター
			電子 申請	平成26年 6 月 6 日 (金) 午前 9 時から同月 20 日 (金) 午後 5 時まで	
第 2 回	甲種 (1 類、 4 類)、乙種 (1 類、 4 類、6 類、 7 類)	平成 26 年 11 月 30 日 (日) 午前 9 時 30 分 から	書面 申請	平成26年 10 月 3 日 (金) から 同月 17 日 (金) まで	鳥取県立倉吉体育文化会館
			電子 申請	平成26年 9 月 30 日 (火) 午前 9 時から同年 10 月 14 日 (火) 午後 5 時まで	

## 2 受験願書申請先

## (1) 書面申請

〒680-0011 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎 8 階

一般財団法人消防試験研究センター鳥取県支部 (持参又は郵送によることとし、郵送の場合は各試験ごとの受験願書受付期間の末日までの消印のあるものに限り受け付ける。)

## (2) 電子申請

一般財団法人消防試験研究センターのホームページ (<http://www.shoubo-shiken.or.jp/>)

## 3 試験実施場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁

倉吉市山根529-2

鳥取県立倉吉体育文化会館

倉吉市駄経寺町212-5 鳥取県立倉吉未来中心  
米子市古豊千520 米子職業能力開発促進センター  
米子市末広町294 鳥取県立米子コンベンションセンター

#### 4 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、以下のとおりとし、所定の方法により納付すること。

##### (1) 危険物取扱者試験

ア 甲種 5,000円

イ 乙種 3,400円

ウ 丙種 2,700円

##### (2) 消防設備士試験

ア 甲種 5,000円

イ 乙種 3,400円

#### 5 問合せ先

##### (1) 試験の詳細に関すること

一般財団法人消防試験研究センター鳥取県支部

電話 0857-26-8389 (平日午前9時から午後5時まで)

ファクシミリ 0857-24-1052

##### (2) 電子申請に関すること

一般財団法人消防試験研究センター電子申請室

専用電話 0570-07-1000 (有料) (平日午前9時から午後5時まで)

#### 6 その他

(1) 受験願書の用紙は、一般財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県危機管理局消防防災課及び各消防局内の各地区危険物保安協会及び防火安全協会において交付する。

(2) 試験の実施日時及び場所は、変更することがあるので受験票を確認すること。

(3) 1に掲げる試験以外に試験を実施する場合は、決定次第公示する。